

CPTPP-EU 連携等によるルールベースの国際貿易システム再構築を考える研究会
政策提言

2026. 6. 4

国際経済交流財団

国際ルールを考慮しない特定国の関税交渉や、国際的な相互依存関係を武器化した経済的威圧政策が広がるなど、力（パワー）による政策の拡大によってルールによる秩序が揺らいでいる。こうした中で、ウクライナや中東での紛争などに伴う地政学的リスクの高まりが、国際貿易環境の不確実性を一層高めている。

これによって、サプライチェーンの分断の危機に、世界経済は晒されている。分断されることによる経済的安全保障が損なわれるリスクを減少させるために、特定国への重要物資の依存度を減らすなどの政策的対応が必要となる。他方、ルールベースの国際貿易システムの再構築によるサプライチェーンの予測可能性（Predictability）の回復が、経済安全保障の確保・実現に繋がる面も大きい。

更に、パワーに基づく国際貿易システムはビジネス活動の不確実性増大へのリスクを大きく高めることから、世界経済にとっては、喫緊の課題となっている。特定の超大国に依存し過ぎないサプライチェーンを実現するとともに、同志国（like-minded nations）が連携して、ビジネスへの不確実性を減らすため、ルールに基づく国際貿易システムの再興に向けて努力することが重要であり、とりわけ、CPTPP-EU 加盟国の連携によるルールベースの国際貿易システムの再構築が期待されている。

このため、次の4つの項目別に、連携を実現する処方箋を提言する。なお、WTO によれば、WTO ルールのもと、現在も紛争処理やルール策定において、モノの貿易の7割を超える部分が、WTO の基本原則である MFN（最恵国待遇）ベースで行われていることを忘れてはならない。WTO は死んだ、という言説に惑わされることこそ、危険である。（表1）

その際、WTO 本来の経済的意義である経済の効率性（efficiency）の維持も、極めて重要である。

例えば、以下の2つの経済効果分析は、ルールベースの国際システムの再構築、すなわち世界貿易制度に法的議論の背景として極めて重要である。

第一に、パワーによる秩序の変更が活発化しつつある現在の国際経済システムを放置すれば、企業活動の不確実性は増大するばかりであり、ルールに基づいた国際システムの再構築こそが経済活力と成長を維持する最も重要な経済政策である。因みに GTAP モデルによる EU の CPTPP 参加による CPTPP 経済の実質 GDP の増加効果は、0.16%と試算されている（図1）。

第二に、国際ルールを考慮していない米国の関税交渉の経済効果は、カナダ、メキシコには、大きなマイナスの効果を与えると分析されているが、その次に大きな負の影響をもたらすのは、米国自身と分析している（図2）。

（注）本研究は、浦田秀次郎早稲田大学名誉教授を座長とする国際経済交流財団主催の研究会（メンバーは、本提言の末尾に掲載）の議論に基づく。ただし、本提言における意見にかかる部分は、メンバーが所属、関係する組織のものを代表するものではない。

〈表1〉

紛争解決制度は部分的に機能している

・上級委員会機能停止後のWTO紛争付託（協議要請）件数

95-19平均	2020	2021	2022	2023	2024	2025
23.7	5	9	8	6	10	12

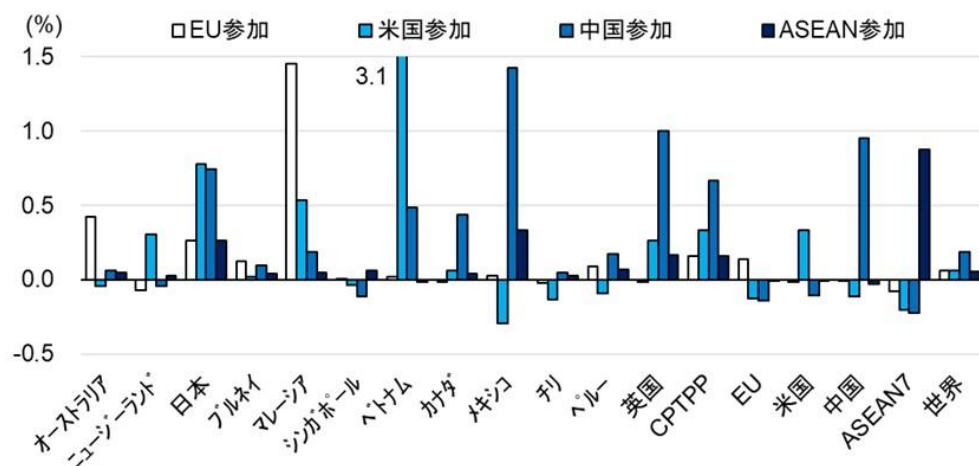
・MPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）の現状

- ・締約国：61カ国・地域
 - ・日、豪、加、中、墨、星、英、EU及び加盟国など
- ・案件

付託合意	報告書
15(1) #	3(1) #

= ()内はMPIA準拠の非締約国間案件

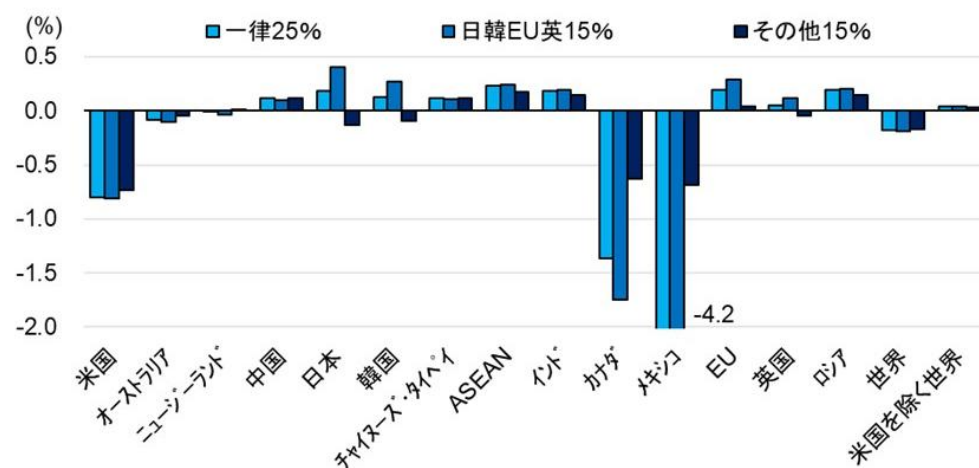
図1 CPTPP拡大の実質GDPへの効果



CPTPP経済の実質GDPは、米国(0.33%)、中国(0.67%)のCPTPP参加に比べれば小さいものの、EUのCPTPP参加で0.16%増加
EUの実質GDPは、CPTPP参加で米国、中国参加の貿易転換効果を相殺

出所: 川崎研一(2026)、「CPTPP拡大の経済効果」、政策分析の焦点25-9、政策研究大学院大学を基に作成

図2 米国MFN離脱の実質GDPへの影響



米国はMFN関税より高い自動車25%関税で第一の損失者
一律25%の場合、日本、韓国、EU、英国が15%の場合、その他が15%の場合で、
米国以外の経済の得失には相違

出所: 川崎研一(2026)、「WTOのMFN離脱コスト」、政策分析の焦点25-11、政策研究大学院大学を基に作成

1. CPTPP-EU 連携による WTO 機能の再構築

WTO は、自由貿易とサプライチェーンビジネスの基本ルールを広範に規定したもので、サプライチェーン強靱化のためにも WTO ルールの根本を確認し、維持することを、CPTPP と EU の加盟国で確認することが重要である。

(1) MFN 原則の重要性

特に MFN 原則の維持は、最も重要な課題である。

米国主導のターンベリー体制は、米国との貿易と投資からなる 2 国間「ディール」のネットワークからなる新体制と称されるものであるが、こうした「ディール」が WTO ルールに適合しないものであれば、WTO 体制の根幹を成す MFN 原則の浸食になりかねない。パワーに基づく国際秩序であり、米国の政策の恣意性によって企業活動の予測可能性が失われることも勘案すると、これを認めることは適当ではないことを CPTPP-EU 加盟国で合意すべきである。

もっとも、時代の変遷に伴って従来の MFN 原則のあり方は時代に適合しなくなりつつあり、この点は米国のみならず、伝統的な WTO 体制を擁護する EU も同様に指摘するところである。それでも MFN 原則自体は引き続き多国間主義の礎石 (cornerstone) として維持されるべきであり、現状に合わせて例外 (例：安保例外、貿易救済措置) のあり方に議論をフレームし直し、WTO 改革の中で必要な修正を議論すべきである。

(2) MPIA の活用

WTO 機能のうち紛争処理については、WTO の上級委員会が機能していない現在、MPIA に上訴することが必要である。CPTPP 加盟国で、MPIA に参加していない国の参加を促すと同時に、その活用を促すことが重要である。特に特定国の保護主義の封じ込めに MPIA が機能していることは注目に値する。本年 1 月に発表した中国・カナダ戦略的パートナーシップは複数の WTO 紛争を一斉に解決しているが、MPIA によって空上訴 (appeal into the void) が防止されていたことから、両国が真摯に両国間の紛争に向き合った結果であろう。また、必須特許関連訴訟における反訴禁止の TRIPS 協定適合性を争った案件 (DS611) では、中国による迅速な措置の撤廃につながった。

(3) プルリ協定の重要性

WTO のルール策定機能の維持・拡充のためには、イシューベースの複数国間合意であるプルリ協定の活用が最も効果的である。WTO 設立協定の ANNEX IV に列挙されている全ての加盟国の参加を前提としない協定の中にこのようなプルリ協定が含まれるが、このような協定が WTO 複数国間協定として正式に認定されるためには、全 WTO 加盟国の同意が前提となっており、こうしたプルリ協定の正式承認ルールが、WTO のルール策定機能を弾力的に実現できることへの障害となっている。したがって、このよ

うな WTO の意思決定のコンセンサス方式の見直しが必要であり、特に「責任あるコンセンサス」の導入は真摯に検討されるべき。

- (4) コンセンサス方式の見直し WTO 改革については、コンセンサス方式の見直しによる Flexibility の確保と同時に、後述する異なる経済システムにかかる Fairness の観点からの補助金等の規律範囲や貿易と産業政策の調和についての議論が重要である。

例えば、貿易自由化原則の安全保障例外の濫用は、戦略産業保護等を理由に自由貿易原則を曲げる領域を広げることになり大いに懸念される。それよりは、GATT28 条の利用により、適正な交渉を経て、関税譲許を MFN ベースで撤回することを検討すべきだが、他方で機動的関税引き上げを許さない煩雑な交渉と手続きが必要で、Fairness の観点からの見直しが必要である。その一方で 21 条との比較においても 28 条には歯止めとなる客観的要件がないことから、過度に引き上げが一方的かつ野放図にならないよう、煩雑な手続に代替する一定の要件を設け、また引き上げの適用も MFN 原則としながら、必要に応じて例外についても議論が必要である。

特定国の他の WTO 加盟国とは異なった補助金政策やその他の産業政策の手段の行使や、相互依存関係を武器化した経済的威圧行為から生ずる問題の解決のため、貿易救済措置の改革のための検討が必要である。(3 で後述)

2. 現代的課題—デジタル貿易と環境問題への対応

(1) デジタル貿易への対応

現在のデジタル経済の下で、デジタル貿易における制度接続の重要性は増大している。特にビジネスの予見可能性とコスト削減、権威主義国のデジタル保護主義への対抗としてのリスク管理、信頼ある自由なデータの流通を実現する国際秩序の維持の観点から重要となっている。従来、デジタル貿易に関する包括的な多国間枠組みは確立されてこなかったが、2026 年の MC14 において、66 の WTO 加盟国により、電子商取引への関税の恒久的不賦課、電子契約や電子請求書、インボイスの法的有効性を確保するなど、越境での電子商取引の法的枠組みを実現する電子商取引協定のための暫定的措置が採択された。暫定的措置の早期発効に向けて、CPTPP-EU が連携して、キャパシティビルディングを実行し、発効後は、履行監視を行うことが必要である。特に、CPTPP に入っていて、この暫定的措置に入っていないベトナム、メキシコ、チリの参加を促していくことも重要である。

また、この協定の内容を深化させつつ、WTO 設立協定 Annex IV に追加する決定を求めていくことになるが、円滑な実現のためには、前述したコンセンサス方式の WTO の意思決定の見直しが必要になる。

今後は、これに含まれなかった信頼ある自由なデータの流通の実現に向けて、

CPTPP-EU 加盟国の連携が期待される。CPTPP では、「越境データ移転の原則自由化」、「データローカライゼーション要求の原則禁止」、「ソースコードの開示強制の原則禁止」（いわゆる「3つの自由」）が導入され、RCEP や DEPA などにおいても、範囲、拘束力、例外の書きぶりや紛争解決の対象となるか否かが協定毎に異なるものの、類似の規律が構築されている。

次世代のルールとして重要になる分野としては、こうした、信頼を伴うデータの自由な流通と並んで、AI ガバナンス枠組間の相互運用性やサイバーセキュリティに配慮したオンラインの安全性等がある。WTO で、どこまでこうした分野のルール作りについて検討すべきか、今後議論が必要である。

これらの中長期的課題におけるルール作りにおいて、将来デジタル分野での先進国である米国の巻き込みの可能性を残すことが不可欠である。例えばデータの越境移転について、現状は CPTPP 加盟国と EU の間では EU のモデル条項ベースの FTA が締結されていることがほとんどである。CPTPP-EU 間全体においても EU 型の条項を採用すべきか、といった点について、更なる検討が必要である。

（２）環境問題への対応

ここ数年の気候変動の深刻化やパリ協定に規定される長期的な脱炭素の実現のために、クリーンエネルギーの需要は、エネルギー危機下の現在も維持されている。太陽電池モジュールやその関連部品、風力タービン、電気自動車などは、エネルギー自律にも影響を与えるからである。IEA によれば、2025 年、再生可能エネルギー、原子力、送電網と蓄電、低排出燃料、効率化、電化に合計約 2 兆 2000 億米ドルが投じられた。こうしたクリーンエネルギー産業とその関連材料である鉄鋼、アルミニウム、アンモニアなどの生産国として特定国に、産業のサプライチェーンが集中しているのもまた事実である。

その中で、各国の環境政策、クリーンエネルギー強化策が、貿易政策、産業政策、経済安全保障政策と連携している。例えば、米国のクリーンエネルギー産業を支援する「インフレ削減法」（2022 年）は、WTO の MFN ないし内外無差別の原則に違反しているとの懸念も惹起した（DS623 パネル報告が内国民待遇違反等を認定。上訴中）。また、特定国のこうした分野における補助金政策によって、更なるサプライチェーンの特定国依存が深まることは、経済安全保障上、大きな懸念であり、後述する補助金ルールの見直しにおいても、この分野も含めて、安全保障上のリスクを軽減する対策の検討が必要となる。

また、IPEF においては、クリーン経済協定が、2024 年 10 月に発効し、同協定には「エネルギー安全保障及びクリーン経済への移行」、「産業及び輸送部門における温室効果ガス排出削減技術・解決策の促進」、「持続可能な土地、水及び海洋の解決策」、「クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ・協力作業計画」、「クリーン経済に関

連する政策及び基準の相互運用性を促進する取組及び協力」などが、盛り込まれており、このような規律について、CPTPP-EU 間においても検討することも考えられる。

更に、より長期的検討課題としては、資源を持続可能な形で最大限活用する「循環経済」への移行が、グローバルな環境課題の一つとなっていること、製品のバリューチェーンは、国境を超えてつながっていることから、各国が導入する「循環経済」推進のための政策や取り組みの国際協調が、循環経済への円滑な移行にとって重要な鍵となっている。政策の透明性や循環経済を促す貿易円滑化について、CPTPP-EU 加盟国間でも情報交換や意見交換を行っていくことも重要だ。

3. 異質の経済システムに関連した CPTPP-EU 加盟国間協力の課題

(1) 補助金規制の適正化

前述した環境関連の産品を含めて、鉄鋼を始めとする多くの製造業分野における特定国の補助金による過剰設備・生産・過剰シェア確保は、世界経済に大きな懸念を巻き起こしており、異なる経済システムが故に、現在の WTO ルールでは、想定されていない、行き過ぎた補助金について、多国間ルールで規制する必要性が大きい。国有企業経由の間接補助など、補助政策の手段が多様化しており、現行のルールでは規律されていない手段もある可能性がある。

補助金に関する透明性の欠如、規制と救済措置の不足、国有企業ないし国有企業経由の補助金に関する規律の強化について、特定国を明示することなく、EU-CPTPP が連携して、共通の課題として検討を開始することが重要である。

因みにこのような補助金の問題については、以下の論点が、補助金協定の範囲を拡大すべきかどうかについて、考えられる。

a. 公的機関（政府）の範囲

政府投資企業が供給する材料や政府所有商業銀行による融資を補助金と認定した事例において、それら企業や銀行が補助金協定上の「公的機関」当たるかが問題とされている。WTO 上級委員会は、「公的機関」とは政府の権限を有している者であるなどと定義し、政府が過半数の株式を所有することのみをもって企業を公的機関と認定することは補助金協定と不整合であると判断したが、これには異論がある。

b. 越境補助金

特定国企業が第三国に設立した工場へ、その国の政府が低利融資などの「越境補助金」を提供していることが問題とされている。

更に、2020 年 1 月の第 7 回三極貿易大臣会合において、現在の協定では不十分であるとして、補助金協定の改定について、禁止補助金として追加すべしとして、以下

のものが挙げられている。際限のない保証、信頼できる再建計画のない破産又はその危機にある企業に対する補助金、過剰能力の分野又は産業における独立の民間資本から長期の資金又は投資を調達することができない企業に対する補助金、一定の債務の直接的な免除などである。

また、アンチダンピングや相殺関税等貿易救済措置に関わる WTO ルールについての検討が必要である。

(2) 規模の経済がもたらす市場の失敗への対応

規模の経済が強く存在するとき、それがもたらす市場の失敗により、補助金協定、最恵国待遇原則などが掲げる公正な競争環境に歪みが生じる。その市場の失敗を補正する対応のひとつとして、産業補助政策に対する貿易救済措置について、以下の提案を CPTPP-EU 間で検討することも重要である。

ある国が特定の産業で圧倒的な市場シェアをもつに至る現象は、いまの国際経済秩序に大きな歪みをもたらしている。この問題に対処するために、①その原因、②圧倒的シェアを誇る故におこる威圧行為という弊害、③それらを防ぐ仕組みを考える必要がある。

経済学的な分析によれば、①規模の経済の存在により人口の大きな国が特定産業のコストを急速に下げる優位性を発揮し、当該産業の市場シェアを独占するというかたちの不均衡が生じうる。そして、このプロセスが進むとき、他国にとって収奪的になることが起き得ることが明らかになっている。この現象は、極めて少額の補助金や、短期間の外資排除政策であっても、特定産業を独占してしまうほどの力をもつことが明らかになっている。このため、現行の補助金協定や最恵国待遇への違反への対応が遅れ時間が進むことだけでも、その害は大きなものになる。特に、補助金については、補助金額とそれがもたらした被害額の大きなずれが現実にはあるにもかかわらず、後者が認識されていないため、議論が空回りしてきた。そして、②さらに、政治的緊張が高まると、こうした市場シェアをもとにした威圧行為が散見されるようになってきた。これは、通商と安全保障を分離するのが原則である WTO の精神に反すると同時に、WTO が定める最恵国待遇に違反している可能性が濃厚であるが、有効に抑止することができていない。③こうした状況を改善するためには、これまで、補足できていない補助金に議論が集中してきたが、補助金のもたらす害に補助金違反を適切なタイミングで規律づけるとともに、その害を補正する算定基準を経済合理的なものにする必要がある。さらに、一国内の競争法と同様の適切な国際間競争の枠組みをつくり、一定以上の市場シェアをもつ国に対しては、より厳しい規律付けを行うことが望ましい。

以上の認識から、短期的には、現在ある特定国の特定産業を原因とする洪水輸出などに対するアンチダンピング、相殺関税の課税率について、経済合理的な水準を定めるルールがなく、各国バラバラになっている状況を改善し、貿易救済措置を実効的なもの

にするための、新しい課税算定方法を提案したい。長期的には、そうした構造的な歪みを修正する実効的な効果をもつ、第四の貿易救済措置を構築する。

(3) 経済的威圧への対応

コロナ原因調査要求を受けたオーストラリア産大麦・ワインへの AD 課税や、グリーンランド領有に反対する欧州諸国に対する関税引き上げ示唆など、超大国による経済的威圧の事例が増えている。

経済的威圧が有効に働く理由は、サプライチェーンにおける特定原材料、製品の特定の超大国への過度な依存の存在である。経済的威圧の対象国に対する差別的措置は、MFN 原則違反であり、ルールに基づく国際経済秩序を否定するものである。

これへの抑止策として、威圧に対する認識を国際的に共有し、国際世論を形成すること、威圧の対象となる製品ないし原材料への特定国への過度な依存を減らすために民間備蓄の支援や政府備蓄を進めること、CPTPP-EU 加盟国のような同志国が協調して、問題製品の供給源と市場の多様化を支援すること、更に、同志国間で経済的威圧に直面した際の対応・協力を図ることが重要である。これによって、潜在的威圧国の威圧による期待利益を減らし、期待コストを高めることが有効である。このような協力の在り方についても、CPTPP-EU 間でコンセンサスを得ることが重要である。

上に述べたように、このような過度の補助金や排外政策の歪みが規模の経済を通じて加速することも注目すべきだ。

超大国のような規模の大きな経済について、それを濫用することを防ぐためのルールの在り方、例えば、特定国の経済規模によって、貿易救済措置の関税率を高め設定できるようにするなど、CPTPP-EU 加盟国間で検討することも重要である。

このような同志国の連携は、サプライチェーンレジリエンスの強化にとって、非常に重要である。サプライチェーンリスクを減らし、経済的安全保障を確保するには、同志国による経済連携である「フレンドショアリング」が有効で、リスクの拒否的抑止に繋がる。「フレンドショアリング」とは、企業や政府がサプライチェーンや生産拠点を政治的・経済的により信頼できる同志国に移転・拡大することで、これによって、地政学的リスクや供給の不確実性を軽減することが可能となる。その意味で、供給途絶への対処の経験等の共有など、特定国間の緩い枠組みであるサプライチェーン強靱化、環境協力等を軸とした IPEF のサプライチェーン協定が、分断のリスクに晒された国際経済の現状に鑑み、参考となる枠組みである。IPEF の内容、運用の分析と、今後の国際ルール・枠組みの基礎としての運用可能性を掘り下げることは重要である。

4. CPTPP-EU 加盟国間の既存の FTA 同士の相乗効果と収束

CPTPP と EU が FTA を結ぶことは、極めて重要である。米国経済の世界経済に占め

る比率が 25%、中国経済のそれが 15%に対して、CPTPP と EU の GDP 合計の世界経済に占める比率はおよそ 3 割に達する。従って、両者が参加する FTA は、超大国に対して、大きなバーゲニングパワーとなる。ルールに基づく国際貿易体制を超大国も含めて合意に達する道を開くことになる。

ここに至る道筋として、様々な対応が考えられる。冒頭紹介した CPTPP-EU FTA の経済効果の分析の精度を高めて実行していくことや、本提言で指摘したイシューについて、テーマごとに共同研究会を両者で立ち上げて、検討していくことをはじめ、以下のことが考えられる。

例えば、CPTPP-EU の FTA 締結の前提として、両者が共通の原産地規則を持つことが考えられるが、CPTPP の原産地基準の変更には、再交渉を要し長期的課題となるし、またそれは、米国の CPTPP への復帰を困難とする側面もあろう。それを克服するための対応策としては、以下が検討に値する。

3 か国以上が、それぞれの間で同一の原産地規則を採用した FTA を締結した場合に、ある締約国の原産材料を使用して他の締約国で生産された製品の原産地認定において、当該材料を製品生産国の材料とみなすことを、*Diagonal Cumulation* というが、この対象とする製品及びその材料を特定して、既存 FTA を適用することは検討可能であり、今後引き続き具体的な特定分野・方法についての議論が必要である。例えば CPTPP、EU 各々の加盟国間に既に存在する FTA について、どのようなものがあり、それらの活用により *Diagonal Cumulation* のメリットが活用可能かストックテキングを行うことも重要である。5 月 13 日に東京で開催された CPTPP-EU の有識者会合で、スウェーデンより来る 6 月 15 日に、このような原産地規則の問題について、CPTPP-EU 会合のメンバーで再度オンラインの会合を行うことを決定したことは、画期的である。

また、CPTPP と EU が、メンバー国の団結の coherence を維持しつつ、WTO を中心としたルールベースの国際貿易システムの強化のための改革のインキュベーターとして機能することが可能である。前例としては、2018 年 10 月にカナダのイニシアティブで始まった WTO 非公式少数会合（通称「オタワ・グループ」、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、EU、日本、ケニア、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェイ、シンガポール、スイス、英国）がある。（以降不定期で開催）ミドルパワー連合として、このような改革をリードする「塊」になることが、最も重要である。

いずれにしても、資源・エネルギー、食糧を海外に依存し、世界 2 位の海外直接投資を通じてグローバルサプライチェーンを展開する日本にとって、ルールベースの多国間自由貿易体制以外の選択肢はない。

日本は、ミドルパワー連合の中核として国際ルールの再構築に積極的に携わるべきである。

CPTPP-EU 研究会 委員

五十音順

(座長)	浦田 秀次郎	早稲田大学 名誉教授
	猪俣 哲史	独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) アジア経済研究所 上席主任調査研究員
	梅島 修	高崎経済大学 名誉教授
	川崎 研一	日本国際問題研究所 客員研究員 経済産業研究所 コンサルティングフェロー
	川島 富士雄	神戸大学 大学院法学研究科 教授
	川瀬 剛志	上智大学 法学部 教授
	久野 新	亜細亜大学 国際関係学部 教授
	菅原 淳一	株式会社オウルズコンサルティンググループ・ シニアフェロー
	中富 道隆	一般財団法人国際経済交流財団 主任研究員
	平見 健太	長崎県立大学 国際社会学部 准教授
	三浦 秀之	杏林大学 総合政策学部 教授
	森田 清隆	一般社団法人日本経済団体連合会 国際経済本部長
	柳 美樹	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 研究主幹
	渡辺 翔太	株式会社野村総合研究所 エキスパート研究員
	渡邊 真理子	学習院大学 経済学部 教授
	豊田 正和	一般財団法人国際経済交流財団 会長
	岡田 秀一	一般財団法人国際経済交流財団 顧問
	原岡 直幸	一般財団法人国際経済交流財団 専務理事